

	質疑内容	回答
1	【p.1】式場の利用停止について (式場の利用停止)の理由及び、今後、同様の事態が発生する可能性について教えてください。	理由については、募集要項記載のとおり新型コロナウイルス感染症対応及び設備不備によるものです。今後の発生の可能性は否定できませんが、収支計画書の作成においては利用停止がないものとしてください。
2	【p.5】提出書類について 「(15) 共同事業体を結成して応募する場合は、各構成団体の上記(5)から(13)」とありますが、「(6)から(13)」ではないでしょうか？	貴見のとおりです。該当部分について、募集要項の訂正を行いました。
3	【p.5】提出書類について 「(16) 欠格要件に該当しない旨の誓約書」はJV構成団体毎に提出しなくて良いのでしょうか？	J V構成団体毎にご提出お願いします。該当部分について、募集要項の訂正を行いました。
4	【p.5】10 提出書類「(17) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であることの確認書」 (様式10)にて、法人に求められている登記簿謄本は、「提出書類(7)」で提出することで省略できますでしょうか？	登記簿謄本を添付する場合は、提出書類(7)と兼ねて構いませんが、その旨がわかるようにしてください。
5	【p.5】10 提出書類について 「印」マークが無い資料は、印なしということでよろしいのでしょうか？	貴見のとおりです。
6	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、光熱水費についてお聞きます。仕様書「11.経費関係」に、光熱水費は年度末に清算するところがあるが、この清算とはどのような内容でしょうか？	募集要項p2 7(1)中に記載の、火葬件数が6,400件を下回る場合又は7,400件を上回る場合等に、光熱水費にかかる指定管理料について協議の上清算となります。
7	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、委託料についてお聞きます。収支計画書の委託料が、「(令和7年度)46,471千円」に対し、「(令和8年度)45,258千円」と、約100万円下がっているのはなぜでしょうか？	現指定管理者の5年間の収支計画によるものです。
8	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、樹木の冬囲いの範囲と本数について教えてください。	植栽等管理業務の具体的な仕様については、市では定めていません。
9	【p.6】「11 評価項目」内「施設の管理方法」について 現在の樹木の剪定は、いつ頃行っているのでしょうか？(日にち、曜日、時間帯、等)	植栽等管理業務の具体的な仕様については、市では定めていません。実施にあたって、曜日、時間帯等に市では制限をしていません。
10	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、現在の年間のごみの量(数)と収集頻度を教えてください。	ごみの量については、令和7年度実績ですが、可燃物1802kg、不燃物401kg、プラスチック223kg、ビン・缶141kg、雑誌・その他紙類254kg、ダンボール303kg、シュレッダー54kgです。収集頻度については、市では定めていません。
11	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、自家用電気工作物保安管理業務について、作業報告書をお示し願います。	「別紙1 自家用電気工作物保安管理業務報告書」のとおり。
12	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、駐車場土砂清掃業務の実施報告書をお示し願います。	実施報告書はありません。
13	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算作成の為、外壁洗浄清掃業務の実施報告書をお示し願います。	実施報告書はありません。
14	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」のための、火葬炉保守点検費用について 現地説明会において、担当課より「保守点検については火葬炉設置メーカーに継続させた方が望ましい」とのご説明をいただきました。当方といたしましても貴市の方針に従い、保守点検は火葬炉設置メーカーへの委託を検討しております。つきましては、参考として現在の火葬炉保守点検費用(年間または回あたり)の実績額をお示しください。	金額については、指定管理業務に合わせておこなっているため、市では算出できません。
15	【p.6】「11 評価項目」内「施設の管理方法」について 定期点検の詳細内容について火葬炉設置メーカーへ確認したところ、「定期点検の具体的な内容について市へ質問するように」との回答がございました。つきましては、貴市が求めている、または現在実施されている定期点検の詳細な内容(点検項目や仕様など)についてお示しください。	具体的な仕様について市では、定めていません。現在の指定管理者は、火葬炉機械設備(前室、煙道、ガス冷却装置、集塵機、バイパスダクト、炉圧バンパー、排気設備、排煙濃度計、燃焼空気設備、炉内耐火物、本体付属品、断熱扉、耐火台車、主燃バーナー、ガス制御機器、2次バーナー、3次バーナー等)、付属機械設備(残灰処理設備、圧縮空気等)、運搬設備(前室運搬装置、棺台車、台車運搬車、台車運搬牽引車等)、電気設備点検(火葬炉制御盤、火葬炉操作盤、タッチパネル、前室操作盤、炉前操作盤、動力盤、監視盤、煤煙監視盤、監視パソコン等)の点検を実施しています。
16	【p.6】「11 評価項目」内「施設の管理方法」について 現地説明会におきまして、担当課より「保守点検については火葬炉設置メーカーに継続させた方が望ましい」旨のご説明をいただきました。当方といたしましても貴市の方針に従い、修繕工事についても火葬炉設置メーカーへの委託を検討しております。つきましては、修繕工事(セラミック張替え、炉台土台の張替え等)の現指定管理期間の実績額および具体的な修繕箇所についてお示しください。	火葬炉のセラミックについては、毎年1層目を13基実施しています。また、2層目全面張替えについては、令和4年1、3、4号炉、令和5年に2、5、6号炉、令和6年に7、8、9号炉、令和7年に10、11、12号炉、令和8年は汚物炉を予定しています。その他、1層目を張り替えた際に痛みの激しい2層目は随時交換しています。 耐火台車については、1年に1度ベット部を交換しました。火葬炉のセラミックの張替及び耐火台車の交換については、火葬炉設備維持管理業務に含まれています。 金額については、指定管理業務に合わせておこなっているため、市では算出できません。
17	【p.6】「11 評価項目」内「施設の管理方法」について 式場を使用している間、常駐で宿直業務を行なう必要があるでしょうか？ また、利用者が宿泊する事を想定しているでしょうか？ 宿泊している場合は旅館業法の許可が必要でしょうか？	宿直業務の必要性を含め、式場の管理方法について市では具体的な仕様を定めていません。 午後4時から翌日午後3時の枠の利用の場合、利用者は夜間も式場内にいます。 式場使用料の中に宿泊料が定められていませんので、旅館業法の許可は不要です。
18	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 貸付制度による指定管理者以外の事業者の自販機や売店の設置を行う場合、事業者から徴収する使用料、水道光熱費は指定管理者の収入として収支計算に含めて良いのでしょうか？	行政財産使用料の徴収は市が行い、市の歳入となります。光熱費については、売店等の設置者が指定管理者に支払い、指定管理者の収入となります。
19	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 見積もりの為、次の4点の図面、もしくは過去の点検報告書についてお示しください。 ①建築設備定期点検調査、②受水槽清掃、③空調設備点検、④消防用設備点検	①「別紙2 建築設備定期点検調査報告書」のとおり。 ②「別紙3 受水槽清掃報告書」のとおり。 ③「別紙4 空調設備点検報告書」のとおり。 ④「別紙5 消防用設備点検報告書」のとおり。
20	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 定期清掃費の見積もりの為、床面積・ガラス面積が分かる図面、及び床材が分かる図面等をお示しください。	床面積については「別表1床面積・材質一覧」のとおりです。ガラス面積についての資料はありません。
21	【p.6】「11 評価項目」内「予算の範囲内での適正な執行」について 予算に修繕の計画を反映させたいと考えています。説明会で令和10年に大規模修繕を予定しているとお聞きしましたが、具体的な内容を教えてください。	空調設備や消防設備等の大規模改修を計画していますが、収支計画書の作成においては改修がないものとしてください。
22	【p.6】「11 評価項目」内「施設の管理方法」について 管理計画作成の為、「新潟市畜場予約システム」の稼働スケジュールについて教えてください。	令和9年4月1日より稼働予定です。
23	【p.11】「22 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合」について 使用料は、収支計画書に含めて良いのでしょうか？	行政財産使用料の徴収は市が行い、市の歳入となります。行政財産使用許可は、指定管理者に対して一括でお出しします。なお、1台あたりの使用料は4,000円を想定しています。使用料の支出方法に指定はありません。